

病院内保育所を設置する際の支援策について

～病院に勤める方のお子さんを預かる保育施設の設置、運営などの費用を助成します～



令和元年6月

厚生労働省子ども家庭局 医政局
内閣府子ども・子育て本部

病院内における保育所に対する支援策（概要）

1 病院の従業員等のための保育所に対する支援について

- 院内保育所については、
 - ①子ども・子育て支援新制度における事業所内保育事業（市町村認可事業）に対する給付
 - ②病院内保育所に対する都道府県による補助金
 - ③企業主導型保育事業に対する国による助成金の3つの補助のうち、いずれかを選択することが可能です。

2 運営に係る給付・補助について

- 1 ①による支援を受ける場合、地域型保育給付を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
- 1 ②による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助が可能です。 ⇒ P 8～
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。
- 1 ③による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助が可能です。 ⇒ P 12～

3 施設整備補助等について

- 1 ①による支援を受ける場合、施設整備補助相当の減価償却費を受けることが可能です。 ⇒ P 3～
- 1 ②による支援を受ける場合、地域医療介護総合確保基金による補助を受けることが可能です。
※具体的な補助基準額は、都道府県ごとに異なります。 ⇒ P 8～
- 1 ③による支援を受ける場合、仕事・子育て両立支援事業による補助を受けることが可能です。 ⇒ P 12～

病院内における保育所に対する支援策

施設類型	①事業所内保育事業 (新制度の給付対象)	②病院内保育所（地域医療介護総合確保基金による補助） ※以下は参考であり、都道府県の実情に応じて要件は設定される	③企業主導型保育事業 (仕事・子育て両立支援事業 による助成)
定員・利用児童	<ul style="list-style-type: none"> 定員の下限はなし（定員数に応じ、地域枠の設定が必要） 利用児童は、地域枠を除き、事業主が決定（地域枠分は市町村が決定） 原則として、3歳未満児が対象 	<ul style="list-style-type: none"> 定員の下限はなし 利用児童は事業主が決定 	<ul style="list-style-type: none"> 定員6人以上 利用児童は事業主が決定
職員、設備等の基準	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法に基づく基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 保育児童数に応じた保育時間（8時間又は10時間）及び保育士等数（2～10人以上）を設定 児童福祉法に基づく基準を尊重 	<ul style="list-style-type: none"> 企業主導型保育事業費補助金実施要綱及び企業主導型保育事業助成要領等の基準を満たすことが必要
その他の主要な要件	<ul style="list-style-type: none"> 運営規程の策定、掲示、評価の実施、情報公表等の運営基準を満たすことが必要 	<ul style="list-style-type: none"> 保育料として1人当たり平均月額10,000円以上徴収 	<ul style="list-style-type: none"> 原則、子ども・子育て拠出金を負担している事業主が対象
実施主体	<ul style="list-style-type: none"> 市区町村による認可事業として医療機関が実施することが可能 	<ul style="list-style-type: none"> 医療機関（運営費補助については自治体立、公的団体立除く、施設整備費補助については自治体立除く） 	<ul style="list-style-type: none"> 子ども・子育て拠出金を負担する医療機関として実施することが可能
運営に係る給付・補助	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格による 公費負担割合：国1/2、都道府県1/4、市町村1/4 	<ul style="list-style-type: none"> 補助率 2/3（公費） ※補助基準単価：保育士1人当たり月額180,800円 ※24時間保育等を実施する場合の加算あり 	<ul style="list-style-type: none"> 助成要領による ※東京都特別区の20人定員（乳児5人、1歳児5人、2歳児5人、3歳児5人）で11時間開所、保育士比率100%のモデルケースの場合 基本額 約3,300万円（年額） 各種加算 延長保育、病児保育、夜間保育などの実施に応じて加算 ※上記の額には事業主が直接徴収する利用者負担額が含まれない
施設整備補助等	<ul style="list-style-type: none"> 公定価格で施設整備補助相当の減価償却費分を加算 ※都道府県労働局による施設整備補助を受けた事業所内保育事業所が、新制度の給付（減価償却費加算を除く）を受けることは可能 	<ul style="list-style-type: none"> 補助額 補助基準額×0.33 ※補助基準額 定員数×5m²×基準単価 ※定員数は30人を限度 ※基準単価は地域や建物の構造により異なる（15万円前後） 	<ul style="list-style-type: none"> 定員20人、都市部、新設の場合 基本額 約8,000万円 各種加算 病児保育スペース、一時預かりスペースなどの実施に応じて加算 ※既存施設の改修にも補助あり
病児保育事業及び病後児保育事業、学童保育についての基準等	—	<ul style="list-style-type: none"> 病児等保育加算あり 入院治療の必要はないが、安静の確保に配慮する必要がある集団保育が困難な病院内保育所に通所している児童等で、かつ、保護者の勤務の都合など社会的にやむを得ない事由により家庭で育児を行うことが困難な児童に対する保育の実施 児童保育加算あり 病院内保育所を設置している医療機関の医療従事者の児童であって、かつ、医療機関に勤務していることにより家庭での保育を行うことが困難な小学校低学年の児童に対する保育の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 病児保育加算あり
設置・運営に係る補助金申請等の手続き先	<p>市区町村保育担当部署 ※利用者の各居住市区町村それぞれに給付費を費用請求（給付費＝公定価格－利用者負担額）</p>	都道府県看護（医療）担当部署	公益財団法人 児童育成協会